

令和8年6月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気ケトルに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うち電気ケトル1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 21件
（うちルーター（パソコン周辺機器）1件、扇風機（充電式）1件、
IH調理器（ビルトイン式）1件、電子レンジ1件、電気衣類乾燥機1件、
スピーカー（充電式）1件、リチウム電池内蔵充電器3件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、空気清浄機（加湿機能付）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、
サウナ（バレル式、薪ストーブ用）1件、薪ストーブ（サウナ用）1件、
エアコン（室外機）1件、電子レンジ1件、照明器具（投光器、充電式）1件、
集じん機1件、エアコン1件、照明器具1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社グループセブジャパンが販売した電気ケトルについて (管理番号：A202600248)

①事象について

株式会社グループセブジャパン（法人番号：7010701002766）が販売した電気ケトルを使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、特定の製造ロットにおいて、電源コードの不適切な使用方法によって電源プラグが破損し、使用の際に、コンセント近辺での発煙ないし発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）9月16日にホームページに情報を掲載するとともに、プレスリリース、SNSの発信及び取引先販売事業者から購入者に対してダイレクトメールの配信を行い、対象製品について電源プレートの交換（無償）を実施しています。

③対象製品：商品名、製品品番、製造時期（4桁の番号）、対象台数

商品名	製品品番	製造時期（4桁の番号）	対象台数
ティファール 電気ケトル	製品品番、製造時期（4桁の番号）は下記「【問合せ先】ウェブサイト」を参照		4,185,393

2025年（令和7年）9月16日からリコール（電源プレートの交換（無償））を実施

交換率：14.8%（2026年6月15日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2025年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	1	火災
2025年度	3	火災

※当該事故（管理番号：A202600248）は含まない。

＜対象製品の外観、確認方法＞
対象製品の外観



上写真は一例として「77°レリア プラス シュガーピンク 0.8L (BF805774)」を掲載しています。

確認方法

電気ケトル本体の底面には、扇形や長方形のラベルが貼られています（※1）。

ラベルの青枠内が製品品番、赤枠内が4桁の番号です。

お手持ちの製品の製品品番と4桁の番号が共に、別表の対象製品と合致する場合、下記の窓口から無償交換のお申込みをお願いいたします。

（※1）製品によっては、ラベルの形やサイズ及び印字内容やレイアウトが写真と異なります。

「ウォッシュブル 0.8L」（製品名）のみ、ラベルではなく電気ケトル本体の底面に、製品品番と4桁の番号が刻印されています。

【ラベルが貼られている箇所】



④利用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う電源プレートの無償交換を申し込まれていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社グループセブジャパン ティファール電気ケトル電源プレート無償交換事務局

受付窓口：受付時間 9時～18時（土日祝日、事業社休業日を除く）

電話番号：0120-153-020（フリーダイヤル）

ウェブサイト：<https://www.t-fal.co.jp/news/250916-1/>

※オンライン受付フォーム（24時間）

<https://www.t-fal.co.jp/news/250916-2/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、松本、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600248	令和8年5月23日	令和8年6月16日	電気ケトル	KO4901JP	株式会社グループセブジャパン (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、特定の製造ロットにおいて、電源コードの不適切な使用方法によって電源プラグが破損し、使用の際に、コンセント近辺での発煙ないし発火に至ったものと考えられる。	神奈川県	令和8年6月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和7年9月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 交換率:14.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600234	令和8年5月21日	令和8年6月15日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202600235	令和8年5月29日	令和8年6月15日	扇風機(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202600236	令和8年5月28日	令和8年6月15日	IH調理器(ビルトイン式)	火災	施設で当該製品を使用中、発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600237	令和8年6月1日	令和8年6月15日	電子レンジ	火災	当該製品の電源プラグ及び電源コンセントを熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600238	令和8年5月31日	令和8年6月15日	電気衣類乾燥機	火災	介護施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600239	令和8年5月19日	令和8年6月15日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電をしながら使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	令和8年6月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月1日
A202600240	令和8年1月24日	令和8年6月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	宿泊施設で当該製品をリュックサックに入れていたところ、発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600241	令和8年6月3日	令和8年6月15日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600242	令和8年5月8日	令和8年6月16日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品付近から火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月4日
A202600243	令和8年2月26日	令和8年6月16日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	事務所で発煙に気付き確認すると、建物1棟を全焼する火災が発生していた。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和8年5月29日に公表した充電器に関する事故(A202600152)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600244	令和8年6月6日	令和8年6月16日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	保管中の当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600245	令和8年1月1日	令和8年6月16日	サウナ(バレル式、薪ストーブ用)	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和8年6月19日に公表した薪ストーブ(サウナ用)に関する事故(A202600246)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月5日
A202600246	令和8年1月1日	令和8年6月16日	薪ストーブ(サウナ用)	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和8年6月19日に公表したサウナ(バレル式、薪ストーブ用)に関する事故(A202600245)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月5日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600247	令和8年6月3日	令和8年6月16日	エアコン(室外機)	火災	異臭と異音に気付き確認すると、当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202600249	令和8年6月2日	令和8年6月16日	電子レンジ	火災	商業施設で当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202600250	令和8年5月31日	令和8年6月16日	照明器具(投光器、充電式)	火災	当該製品を充電しながら使用中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202600251	令和8年5月29日	令和8年6月16日	集じん機	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600252	令和8年6月5日	令和8年6月17日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A202600253	令和8年6月10日	令和8年6月17日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600254	令和8年5月9日	令和8年6月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月12日
A202600255	令和8年6月12日	令和8年6月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件